

第5部 資料編

1 石井町総合発展計画に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、石井町総合発展計画（以下「総合計画」という。）の基本的事項を明らかにするとともに、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な町政の運営を図り、もってまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 本町におけるまちづくりの指針となるもので、基本構想及び基本計画からなるものをいう。

(2) 基本構想 まちづくりの基本理念並びに将来都市像とその実現に向けた基本目標及びその方向性を示すものをいう。

(3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の体系及びその方針を示すものをいう。

(策定方針)

第3条 町長は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、町の最上位の計画として、行財政における総合的な見地から総合計画を策定するものとする。

2 町長は、適切な計画期間を設定し、その時々地域の実情、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するよう総合計画を策定するものとする。

(町政運営の基本方針)

第4条 町は、その事務を処理するに当たっては、総合計画に即して行うものとする。

2 町が個別の行政分野に関する計画を別に策定し、又は変更しようとするときは、総合計画との整合を図るものとする。

(審議会への諮問)

第5条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、石井町総合発展計画策定審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。

(設置)

第6条 前条の規定による諮問に応じ、総合計画の策定その他その実施に関する基本的事項又は重要事項を調査審議するため、審議会を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(議会の議決)

第7条 町長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経るものとする。

(公表)

第8条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、総合計画に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 石井町総合発展計画策定審議会設置要綱

(設置)

第1条 第五次石井町総合発展計画（以下「総合計画」という。）の策定にあたり、石井町総合発展計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、総合計画及び石井町のまちづくりの基本的方向について、意見交換、討議をし、その結果を町長に提言する。

(委員の構成)

第3条 審議会は、委員16人程度をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体等の役員
- (3) 町長が適当と認める者

3 前項に掲げる委員の任期は、総合計画策定の終了の時までとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年6月23日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に行われる審議会は、第5条第1項の規定に関わらず町長が招集する。

3 この要綱は、計画策定の終了をもって、その効力を失う。

3 石井町まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本町におけるまち・ひと・しごと創生（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。）に関し、法第10条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定および推進に当たり、広く関係者の意見を反映させるため、石井町まち・ひと・しごと創生推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 産業団体、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体及びメディア等の関係者
- (3) 住民団体の代表者
- (4) その他町長が必要と認める者

3 前項第2号及び第3号の委員が、推進会議に出席できないときは、代理者を出席させ、その職務を代理させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長および副会長)

第5条 推進会議に、会長1人および副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は公開とする。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(報償)

第7条 委員（第3条第3項の規定による代理者が出席したときは当該代理者）が推進会議に出席したときは、予算の定めるところにより報償金を支払う。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年5月22日から施行する。

2 この要綱施行後、最初に行われる審議会は、第6条第1項の規定に関わらず町長が招集する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

4 委員名簿

No	氏名	所属	備考
1	松村 豊大	徳島文理大学総合政策学部	会長
2	杉山 秀樹	石井町商工会	副会長
3	河野 克史	徳島県農業協同組合 名西地区	
4	宮崎 幸一郎	徳島県立農林水産総合技術支援センター	
5	平島 充祐	徳島県企画総務部地域連携課	
6	大久保 民枝	徳島県立名西高校	
7	岡林 龍範	株式会社四国銀行石井支店	
8	山口 和久	石井町職員労働組合	
9	田中 達也	石井町有線放送農業協同組合	
10	西村 千代美	石井町社会福祉協議会	
11	横山 浩二	石井町 PTA 連合会	
12	仁木 喜久美	石井町はぐくみ子育て応援団	
13	加藤 賢司	石井町農業振興グループ百姓一	
14	細川 智也	石井町青年団	委嘱期間中の役員改選による交代のため
	西浦 歩里		
15	川端 辰雄	石井町民生委員児童委員協議会	
16	天羽 智代	公募委員	

5 策定経過

日付	項目	内容
令和7年7月10日～ 令和7年7月31日	アンケート調査の実施	
令和7年8月27日	ワークショップ	【ワークショップテーマ】 ～自分が20～30歳の大人になったときに石井町にあったら良いなと思うこと～
令和7年9月24日	第1回石井町総合発展計画策定審議会 第16回石井町まち・ひと・しごと創生推進会議	(1) 進捗状況とスケジュールについて (2) 町民アンケート結果について (3) 石井町総合戦略の評価・検証について
令和7年12月17日	第2回石井町総合発展計画策定審議会 第17回石井町まち・ひと・しごと創生推進会議	(1) 第五次石井町総合発展計画(後期基本計画)の計画案について
令和8年1月23日～ 令和8年2月6日	パブリックコメントの実施	
令和8年2月25日	第3回石井町総合発展計画策定審議会 第18回石井町まち・ひと・しごと創生推進会議	(1) パブリックコメントの結果について (2) 第五次石井町総合発展計画(後期基本計画)(案)について